

居宅介護支援事業所 各位

介護予防支援業務等の給付管理に係る書類の提出期限等について

日頃から、本市介護保険事業の推進に対して、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域包括支援センターから委託を受けた介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業の給付管理に係る書類の提出期限（令和5年度分）を次のとおりとさせていただきます。

なお、地域包括支援センターの給付管理業務をスムーズに行うため、提出期限にかかわらず、可能な限り早期の提出に御協力くださるようお願いいたします。

1 各月の提出期限

		令和5年							
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日	5日(水)	6日(土) 正午まで	5日(月)	5日(水)	4日(金)	5日(火)	4日(水)	6日(月)	5日(火)
		令和6年							
月	1月	2月	3月						
日	5日(金) 正午まで	5日(月)	5日(火)						

※ 令和5年5月及び令和6年1月においては、**提出期限日の正午**までに提出をお願いいたします。

2 提出時間

午前8時45分～午後5時15分

（令和5年5月及び令和6年1月は、午前8時45分～午後0時まで）

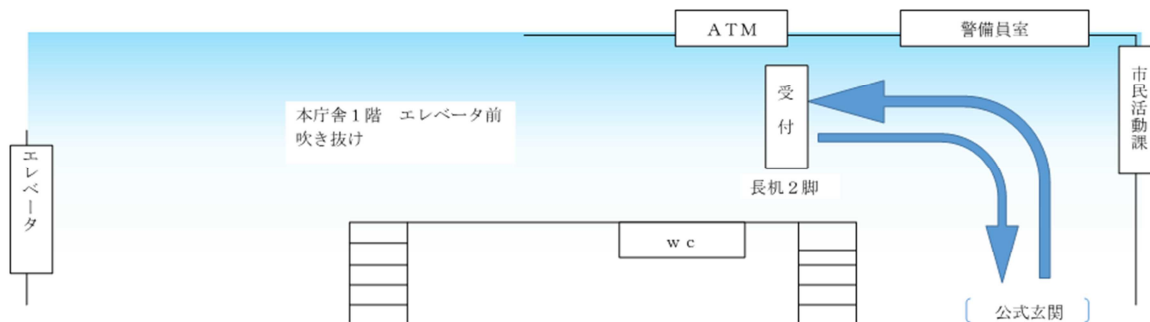
3 提出場所

旭川市総合庁舎2階福祉保険部長寿社会課 14番窓口

窓口横に設置した地域包括支援センターごとの書類入れに書類を入れてください。

又は、委託元の各地域包括支援センターに持参してください。

なお、令和5年5月6日（土）のみ、旭川市総合庁舎1階（公式玄関入口付近）で臨時の受取場所を設置いたします。



4 提出書類

(1) 給付管理票

(2) サービス提供実績が分かる書類

ア 月当たりの定額報酬以外のサービス（介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護，介護予防認知症対応型通所介護など）

イ 月当たりの定額報酬サービスのうち，日割り請求となった場合

ウ 介護予防福祉用具貸与を利用している場合

※サービス提供実績が分かる書類については，サービス提供事業所が作成した書類を添付してください。

(3) 委託料の請求書，請求明細書

(問合せ先)

長寿社会課地域支援係

電話 25-5273